

国保を知ろう



国民健康保険税 納税通知書を発送

平成23年度国民健康保険税(国保税)の納税通知書を、6月中旬に国保加入世帯の「世帯主」宛てに発送します。世帯主が、社会保険や後期高齢者医療保険などに加入していても、世帯員に国保加入者がいれば、国保税は世帯主に納税義務があります。納期は年8回(6月〜翌年1月)。平成22年分の申告をしていない人は、国保税の正しい計算ができません。平成22年中に収入がない場合でも申告が必要です。

問い合わせ先 国保医療課国民健康保険係 ☎(36) 13033

◆国保税の計算方法

医療保険分、後期高齢者支援助分と介護保険分の所得割、均等割、平等割の合計額が世帯の平成22年度の国保税です(下表参照)。

*医療保険分の最高限度額が50万円から51万円、後期高齢者支援助分の最高限度額が13万円から14万円、介護保険分の最高限度額が10万円から12万円に変更になりました。

◆75歳に到達する人の国保税

平成24年3月末までに75歳になって後期高齢者医療保険へ移行する人の国保税は、誕生月の前月までの計算となります。決定した税額は、後期高齢者医療保険へ移行する人以外に国保加入者がいる場合は8期まで均等に、国保加入者がいない場合は誕生月の前月の納期までに振り分けられます。

区分	医療保険分	後期高齢者支援助分	介護保険分
算定対象者	加入者全員		
所得割	課税所得金額×6.5%	課税所得金額×1.5%	課税所得金額×0.8%
均等割(1人当たり)	23,000円	5,500円	9,200円
平等割(1世帯当たり)	23,000円	5,500円	-
最高限度額	510,000円	140,000円	120,000円

◆コンビニ納付が始まります

平成23年度から、国民健康保険税をコンビニエンスストアで納付できます。このため納付書は冊子になっていません。納付時は期別と納期限を確認して、間違いないよう期別順に金融機関で納付してください。

◆後期高齢者医療保険 移行に伴う国保税の軽減

世帯内に国保から後期高齢者医療保険に移行した人がいる場合

①平等割で課税される

国保から後期高齢者医療保険に移行したことで、世帯の国保加入者が1人となった場合は、5年間平等割が半額になります。

◆所得の低い世帯の国保税の軽減

後期高齢者医療保険に移行する前に国保税の軽減を受けていた世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間これまでと同じ軽減を受けることができます。

市では、同職員を募集。書類選考、面接で決定。応募書類は返却不可。応募内容 窓口で各種税関係証明書の交付、軽自動車税に係る各種登録受付、臨時運行許可審査や電話受付など

●応募要件 パソコン(エクセル・ワード)の操作ができる人

●任用期間 7月1日(金)〜平成24年3月31日(土)

●勤務日 月16日程度

●土・日曜日、祝日、年末年始を除く

●勤務時間 午前8時30分〜午後5時

●45分の休憩あり

●勤務場所 税務課

●賃金 月額15万円

●待遇 年次有給休暇、社会保険、雇用保険あり

●交通費支給なし

●募集人数 2人

●面接日 6月24日(金)

●詳細は後日連絡

●申込方法 6月17日(金)午後5時までに、市販の履歴書(写真貼付)に必要事項(パソコンの経験年数、税務事務の経験者は経験内容)を記入し、応募動機を400字詰め原稿用紙2枚以内にまとめたものを添えて、税務課固定資産税係へ次のいずれかの方法で申し込む

▽郵送(〒811-3492/住所不要)

非常勤任用職員募集

その被扶養者(65〜74歳)が新たに国保に加入する場合

新たに国保に加入した65〜74歳の人は、所得に応じて負担する所得割が免除されます。さらに、被保険者1人当たりで負担する均等割が半額となり、被保険者が1人の場合は、世帯ごとの負担の平等割も半額になります。

◆国保税の年金天引き(特別徴収)

対象 次の全てに該当する人

▽世帯主が国保に加入している

▽世帯の加入者全員が65歳以上

▽世帯主に年金収入がある

●平成23年度から新たに年金天引きになる世帯主には、7月中旬にあらかじめ通知します。第5期から第8期の4期分の税額が、10月、12月、翌年2月の3回の年金天引きに変わります。4期分までは納付書で納めてください

おわびと訂正

むなかた健康づくり情報誌「いきいき」の3ページ「大島地区乳幼児健診・相談」の中で「日程」に誤りがありました。おわびして訂正します。

【誤り↓訂正】

①6月6日(月) ↓6月9日(木)

②9月5日(月) ↓9月22日(木)

③11月7日(月) ↓11月10日(木)

④3月5日(月) ↓3月15日(木)

直接窓口へ持参

問い合わせ先 税務課固定資産税係 ☎(36) 7351

学校の日

宗像高校、東海大学付属第五高校では、授業などを自由に参観できる「学校の日」を実施。日程は左表のとおり。詳しくは直接各校へ。

高校名	日程	時間	内容
宗像高校	6月10日(金)	9:00~	授業
	9月4日(日)	15:25	体育祭
	10月7日(金)	(16:25)	授業
東海大学付属第五高校	6月10日(金)	8:55~	坂本達さん(株式会社ミキハウス社長室人事)の講演「夢講演」*授業もあり
	9月9日(金)		授業
	11月11日(金)		地域連携教育改革プロジェクト(研修授業)

中学校用教科書の見本を展示

市教育委員会では、原則4年ごとに使用する教科書を選び直しています。平成24年度から中学校で使用する教科書は、本年度に選び直します。そこで、平成24年度の中学校用教科書の見本を展示します。

●期間 6月17日(金)〜7月6日(水)の月々金曜日

●場所/時間

▽市役所本館3階・302会議室/午前8時30分〜午後5時

問い合わせ先 宗像高校 ☎(36) 2019

東海大学付属第五高校 ☎(32) 3311

教育政策課 ☎(36) 5099

弁護士法人奔流 LEGAL PROFESSIONAL CORPORATION HONRYU

法律事務所宗像オフィス

所長弁護士山本哲朗 (福岡県弁護士会)

初回相談料無料 (1時間)

電話でご予約の上、お気軽にご相談ください。

〒811-4185 宗像市赤間駅前1丁目4番7号赤間センタービル3階

TEL 0940-34-1110 FAX 0940-34-1100

弁護士法人奔流が運営する法律事務所 <http://www.bengoshi-honryu.com/>

(本部事務所) 福岡市東区馬出2-1-22 福岡五十歳ビル4階 TEL092-642-8525

法律事務所池永オフィス TEL092-642-8521 法律事務所直方オフィス TEL0949-29-7457 法律事務所田川オフィス TEL0947-46-4655 法律事務所朝倉オフィス TEL0946-23-9933 法律事務所飯塚オフィス TEL0948-43-8050

解体工事から産廃リサイクルまで!

建物解体

お子さん・お孫さんに砂遊びの土・砂をご相談ください。詳しくはHPを!

田中土木工業(株) リサイクルセンター

宗像市東郷3丁目6番2号 ☎36-5187

宗像市石丸字羽廣148番2 ☎35-3522

<http://www.tanakadoboku.jp> E-mail info@tanakadoboku.jp